

## 石垣農業振興地域整備計画変更手続き迅速化を求める意見書

農業振興地域内の農用地区域の変更はおおむね5年に一度の「総合見直し」で審議されておりますが、本市においては平成30年6月までに提出された170件の申請の内97件は、不適格と判断され令和3年12月16日に申請者に通知されておりますが、残りの73件の申請は、5年を経過した現在も審議中で結論がだされていない状況にあります。

「総合見直し」は農業振興地域内の農用地区域であるにもかかわらず農用地として不適であったり、やむを得ない事情により農用地での農業以外の活用が望ましい場合にその除外を申し出るものであり、市民生活や企業活動にとって極めて重要な役割を果たしております。

にもかかわらず5年以前に提出された73件の「総合見直し」の審議結果がまだ結論(同意)がだされていない現状と県の同意後、公告縦覧、異議申し立て、本協議などが残っている状況を考えると、途中ゴルフ場農振除外審査の為10か月中断したことを考慮しても「総合見直し」の審議は遅延していると言わざるを得ません。

また、「緊急性、合理性、及び公共性について十分検討の上、真にやむを得ないと認められるものに限る」として審議される「一部見直し」も今回はゴルフ場以外なされておられません。「総合見直し」の受付は5年に一度の半年間であり、前回は平成21年の9月から22年3月までの半年間でした。その後の受付は、平成30年の6月まで待たなければならなかったことを考えれば、前回の審査に間に合わなかった人は次の申請まで約8年間待ち申請後5年間、合計13年間待っていることとなります。

農振法上規定されている農業振興地域内の農用地区域の変更手続きである「総合見直し」及び「一部見直し」が機能していない現状は大いに危惧すべきものであり、市民生活や企業活動に大きな支障をきたし、地域経済発展の阻害要因になっており、八重山建設産業団体連合会からも、同様の要請が出ております。

石垣市議会として沖縄県に対し、農振除外を必要として提出された申請物件の速やかな審議と審議完了を求め、次回見直しの早期受付を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月19日

石垣市議会

宛先 沖縄県知事

(参考送付) 沖縄県議会議員、地元選出県議会議員